

## 令和3年第3回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和3年3月29日（月）午後2時00分

場 所 サンフレッシュ白河

### 2. 会議構成人員（11名）

出席農業委員（11名）

4番	小松勝恵委員	6番	橋本賢一委員
7番	樋口幹夫委員	8番	山内喜一委員
9番	深谷宏光委員	10番	早津和一委員
11番	山本繁夫委員	14番	齋藤茂委員
15番	塩田一也委員	16番	秋元幸一委員
19番	矢野正則委員		

欠席農業委員（なし）

### 3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 買受適格証明願の申請について
- 2 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

### 4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	主幹兼次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	真船 美和子	副主査	三浦 隆史
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

## ◎開 会

事務局長 皆様、お疲れさまでございます。

本日も何かとご多用の中、総会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

ご承知のように、県が発令しておりました「不要不急の外出自粛要請」は、先日の14日に解除となりました。また、1都3県に再度発令されておりました緊急事態宣言も、今月の21日をもって解除となっております。

しかしながら、依然として収束の兆しが全く見えない状況であり、こういった中で、本市では、去る2月1日に、コロナワクチン接種を迅速かつ円滑に進めることを目的に、コロナワクチン推進室を設置してございます。3月中旬から、医療従事者の方への先行接種が始まっておりますが、これに続いて、先週の木曜日、3月25日になりますけれども、令和3年度中に65歳以上になる市民の方にワクチン接種券を発送したところであります。

このコロナワクチンですが、臨床試験や接種が始まってからまだあまり時間が経過していないということもあり、効果の持続期間は今のところまだ明らかになっていない状況にございます。しかしながら、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、いずれの社でも安全性の確認とともに、ワクチンを投与した人の方が投与していない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないとの結果が得られたと発表しています。

ワクチンを接種したからといって、すぐに以前の生活に戻れるわけではありませんが、新型コロナウイルス感染の3要素のうちの一つと言われております、そもそも体に抵抗力がないといった点に関しては、ワクチンを接種することによってクリアできるという点で、大きな前進であると思っております。

しかしながら、その3要素のうち残りの2つ、ウイルスそのものの存在。これはなくなることはないと思います。あとは、やっぱり感染経路ですね。その2つを遮断するためには、体に付着したウイルスを除去するための手洗いですね、それと感染経路を除去するいわゆる飛沫感染を防ぐ上でのマスク着用という、この2つが重要であると思っておりますので、引き続き、それらを徹底していただきまして、3つの要素がそろわないようにすることを意識した行動を、心がけていただきたいと思っております。

それでは、前段が長くなってしまいましたが、定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第3回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日ご審議いただきます議案は、買受適格証明関係が1件、農地法第3条関係が7件、同じく第5条関係が1件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が

57件、合わせて66件をご審議いただきます。

なお、本日の総会につきましては、この時期は卒業や進学、就職等に伴いまして、人の移動が活発になることにより、感染リスクが高まる時期であることから、先月、先々月に引き続きまして、出席委員を減じて総会を開催するものであります。よろしくお願ひいたします。

(午後 2時00分)

---

#### ◎会長挨拶

事務局長 初めに矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

第3回の農業委員会総会ということでお集まりいただき、ありがとうございます。

局長の挨拶にもありましたが、現在も新型コロナの感染が広がっております。また、東京オリンピック・パラリンピックということで、聖火の巡回が始まりましたが、これが密になるのではとのことで報道をにぎわせております。

そういった中でも、季節は確実にめぐり、本日、初夏のような暑さになっております。春の農作業に向けて準備段階から活動期間に入っております。

本日は、66件の議案を審議いただき、速やかにご承認をいただきたいと思います。

本総会も、コロナウイルス感染症拡大ということで人数を減じております。小委員会に引き続き、出席されている委員さんには、続けて大変でした。

それでは、これから始めたいと思います。よろしくお願ひします。

---

#### ◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名でござい異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、11番、山本繁夫委員、14番、齋藤茂委員の両名を指名いたします。

---

#### ◎欠席者の報告

会 長 欠席の申出はありません。

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号 買受適格証明願の申請についてを審議します。事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをご覧ください。

議案第1号 買受適格証明願の申請について。買受適格証明願について申請があったので、買受適格証明の交付について審議を求める。令和3年3月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 本件は、農地法第3条の基準により審議いたします。

事務局より説明をさせます。

事務局（真船主任主査） それでは、3ページをご覧ください。

買受適格証明願について、ご説明いたします。

今回、申請農地の所管は、白河地方広域市町村圏整備組合でございます。公売の農地取得の入札に参加するためには、農業委員会の買受適格証明の交付を受ける必要がございます。よって、申請人が農地買受適格者か否かを、農地法第3条の許可基準に沿って、ご審議いただくものです。

今回の公売につきましては、2月10日に公売公告がなされ、3月30日に入札及び開札となります。4月6日に売却決定し、その後、許可書を交付する流れとなります。

なお、農地法第3条につきましては、今回、1つの公売物件について1件の買受適格証明願の申請がありました。

それでは、その1についてご説明いたします。

【その1朗読】

以上、その1の案件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の調査結果について、事務局より報告願います。

事務局（真船主任主査） 買受適格証明願の申請について、地区担当、熊崎農業委員、緑川推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る3月19日に申請人現地立会いの下、申請内容について確認し、申請内容について間違いはないということです。周辺農地の影響、ほかの農業者への影響も問題ないということです。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第2号

会 長 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎主幹兼次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和3年3月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(真船主任主査) それでは、5ページをご覧ください。

農地法第3条について、ご説明いたします。

【その1からその7朗読】

以上、その1からその7までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしく願います。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきまして、譲渡人、譲受人に去る3月17日に電話で確認いたしました。申請内容について確認しましたところ、双方とも申請内容について間違いのないことでした。皆様のご審議、よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきまして、譲渡人と譲受人とは、去る3月19日に現地で申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いないということでしたので、皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

去る3月17日に鈴木委員と一緒に現地を確認しました。譲渡人、譲受人には、3月20日に電話で内容を確認しました。双方とも申請内容については間違いないとのことでしたので、ご報告します。皆様のご審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

塩田委員 大信信夫1地区担当の塩田です。

譲渡人には、去る3月22日に申請内容について電話で確認しました。譲受人にも3月22日に申請内容について電話で確認しました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。皆様のご審議を、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の調査結果について、事務局よりご報告願ひします。

事務局(真船主任主査) 3条その5について、地区担当、根本農業委員、和知推進委員よりご報告をいただきましたので、ご説明いたします。

今回の申請について、去る3月19日に譲渡人の息子さんには電話で、譲受人には3月20日、現地立会いの下、申請内容について確認し、双方とも申請内容について間違いないとのこと

です。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということで、皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の調査結果について、事務局よりご報告願います。

事務局(真船主任主査) 3条その6について、地区担当、富永農業委員、梨本推進委員よりご報告をいただきましたのでご説明いたします。

今回の申請について、去る3月20日、譲渡人、譲受人現地立会いの下、申請内容について確認し、双方とも申請内容について間違いのないことです。周辺農地への影響、ほかの農業者への影響も問題ないということで、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

齋藤委員 市内東部地区担当の齋藤です。

去る3月23日に、鈴木信明委員と私と2人で現地を調査いたしました。譲渡人には、3月23日に申請内容について電話で確認しました。譲受人にも、3月23日に申請内容について電話で確認いたしました。これからも現状どおり草花栽培をしていくということで、農業委員からのこれからのお願いとしては、土手の圃場を耕作していることから、のり面の草刈りを常に行うよう、お願いをいたしました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

---

### ◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

8ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和3年3月29日提出。会長矢野正則。  
以上でございます。

会長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、9ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判別します。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の地域経済牽引事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしく願いいたします。  
以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

塩田委員 大信信夫1地区担当の塩田です。

去る3月22日、円谷委員さんと一緒に、譲渡人の代理人に電話をいたしまして、申請内容について問題があるかないか確認をしました。申請内容について、間違いのないことです。皆様のご審議をよろしく願います。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

---

◎議案第4号

会長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） それでは、朗読いたします。

23ページをご覧ください。



議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和3年3月29日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 本案件は、承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定、第1号から第57号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、賃借権の設定、第1号から第57号について原案のとおり承認いたします。

---

#### ◎その他

会長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 ないということなので、では、事務局のほうから。

局長。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡を申し上げます。

初めに、委員報酬の振込みでございます。

本日、お手元に今年度の委員報酬下半期分と農地利用最適化の活動に係る報酬明細、こちらをお配りしてございます。明後日、3月31日付で皆様のご指定の口座にお振込みいたしますので、振込日以降、ご確認願います。

続きまして、2点目、事務局移転のお知らせです。皆様へは、過日、郵送でお知らせをしておりますように、今日から本庁舎2階フロアにて執務を行なっておりますので、お越しの際はお間違えのないよう、ご注意いただきたいと思います。

続きまして、令和3年度の親睦会事業でございます。過日、コロナ対策の観点から、親睦会の役員会を書面審議という形で実施をいたしました。その結果につきましてご報告を申し上げます。

まず、毎年4月の総会後に開催しております歓送迎会ですが、こちらにつきましては、依然として感染拡大傾向にあることから昨年度同様に実施しないこととなりました。その他の

農業委員会県下大会及びその後に行っている懇親会、年明け1月の新年会、さらには、当初は昨年度の実施を予定していました先進地視察研修、この3事業については、現時点においては一応実施の方向ということになりました。ただ、今後、感染動向が大幅に改善する見込みがないという場合には、これらの行事全て中止することも含めまして、再度、役員会で協議することと決しましたので、その旨ご理解願います。

次に、職員の人事異動のお知らせになります。去る3月17日に令和3年4月1日付の職員の人事異動の内示がありましたので、事務局関連についてお知らせいたします。まず、大崎泰弘主幹兼事務局次長が会計課主幹兼課長補佐に転出することとなりました。

事務局（大崎主幹兼次長兼係長） 4年間、大変お世話になりました。

事務局長 次に、山口清美表郷分室長が、監査委員事務局長に転出されます。

事務局（山口表郷分室長） 3年間、どうもお世話になりました。

事務局長 続いて、転入者になりますが、事務局次長兼係長に表郷庁舎事業課長補佐兼建設係長の鈴木健一が、表郷分室長には、教育委員会事務局健康給食推進室長兼学校給食センター所長兼大信学校給食センター所長の小針博之が来ることとなりました。なお、転入者につきましては、4月の総会で改めてご紹介申し上げたいと存じます。

人事関係は以上であります。

最後に、次回総会の日程でございます。次回は4月28日水曜日、午後2時より、今回と同様、ここサンフレッシュ白河での開催となります。どうぞよろしく願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上であります。

会長 ほかにご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

先ほど大崎次長、それから、表郷分室長、それぞれ4年間、3年間、事務局の中でいろいろとお骨折りをいただき、ありがとうございました。別の部署に移っても、これまでの経験を生かし、精進していただきたいと思います。

以上で、本日の総会を終了いたします。

---

#### ◎閉会

会長 これをもちまして、令和3年第3回白河市農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

(午後 2時30分)